社会医学系専門医・指導医の更新について

2022年6月27日

１ 共通事項（経過措置専門医・指導医、経過措置専門医、専門医に共通）

（１）社会医学系専門医協会構成8学会のいずれかに加入し、学会員を継続

（２）社会医学系専門医協会の年間登録料を5年間、中断なく納めている

（３）社会医学系分野での活動を5 年間継続し、以下の6項目のうち2 項目以上の活動実績を有する。（常勤・非常勤を問わない）

①教育・研究活動、②産業保健活動、③行政関連活動、④医療管理関連活動、⑤災害時・健康危機管理対応、⑥社会医学系専門医制度における専攻医の専門研修および制度発展に係る実績

（４）更新単位（Ｋ単位10単位、Ｇ単位10単位）の取得

① Ｋ単位10単位のうち、医療倫理・感染対策・医療安全は各1単位以上

② Ｇ単位10単位のうち、構成学会の年次総会等への参加3回以上、かつ鍵となる学会の年次総会への参加2回以上（単位は認定期間内の受講、参加が有効）

２ 経過措置専門医・指導医の更新、専門医・指導医の更新（共通事項に加え）

（１）構成学会・団体主催の「指導医講習会」を認定期間内に2回以上受講

３ 経過措置専門医の更新（共通事項に加え）

（１）基本プログラム（7 科目×7 時間）49 時間を受講

４ 経過措置専門医の更新時に指導医の申請（共通事項に加え）

（１）基本プログラム（7科目×7時間）49 時間を受講

（２）構成学会・団体主催の「指導医講習会」を認定期間内に2回以上受講

（３）専門医と認定されてから、協会構成学会の年次総会での発表歴（口演で筆頭のみ）、ポスター発表（筆頭のみ）、座長、シンポジスト（発表者のみ）、教育講演の演者など、又は論文掲載（筆頭のみ）

５ 専門医の更新時に指導医の申請（共通事項に加え）

（１）構成学会・団体主催の「指導医講習会」を認定期間内に2回以上受講

（２）専門医と認定されてから、協会構成学会の年次総会での発表歴（口演で筆頭のみ）、ポスター発表（筆頭のみ）、座長、シンポジスト（発表者のみ）、教育講演の演者など、又は論文掲載（筆頭のみ）

６ 経過措置専門医・指導医、専門医・指導医、専門医が専門医のみの更新

（１）共通事項のみ